

改正

平成23年 9月30日告示第177号

令和 7年11月18日告示第194号

大和市公園愛護会の登録及び交付金に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公園美化の推進及び施設の保全を図ることにより、緑に対する愛護思想を普及し、緑を保全し、及び緑化を推進することを目的として、本市が管理する公園、緑地等（以下「公園等」という。）において維持管理等の活動を行う公園愛護会（以下「愛護会」という。）を育成し、及びその自主的な活動に対し支援を行うことについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設立)

第2条 愛護会を設立しようとするときは、市に登録するものとする。

2 愛護会は、原則として1つの公園等につき1団体とし、おおむね5人以上で構成するものとする。

(登録)

第3条 愛護会の登録をしようとする者は、公園愛護会登録申請書に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 当該愛護会の会則
- (2) 公園愛護会会員名簿
- (3) 公園愛護会活動計画書

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、愛護会として適当であると認めるときは、愛護会として登録し、公園愛護会登録証を交付するものとする。

3 愛護会は愛護会の名称、代表者、活動場所、活動内容等に変更があったとき、又は愛護会を解散しようとするときは、公園愛護会変更届を市長に提出しなければならない。

(活動及び報告)

第4条 愛護会の活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園等の清掃、除草等 年12回以上（月1回程度）
- (2) 公園等の施設の破損、不具合等の市長への連絡 発見の都度

2 愛護会は、当該年度の活動計画及び当該年度の会員名簿を、4月末日までに市長に報告しなければならない。

(支援)

第5条 市長は、愛護会に対し、予算の範囲内において、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 必要な物品の供給
- (2) 倉庫の貸与
- (3) 交付金の交付

(交付金の支払の手続)

第6条 市長は、愛護会に対し、愛護会の前年度の活動状況に応じて交付金を支払うものとする。

2 愛護会は、毎年4月末日までに、前年度の活動状況を次に掲げる書類により市長に報告しなければならない。

- (1) 公園愛護会活動実績報告書（活動状況が確認できる2枚程度の写真を添付するものとする。）
- (2) 公園愛護会決算報告書
（交付金の額、算定等）

第7条 交付金の額は、次の表に掲げる公園等の面積の区分に応じ、それぞれ同表金額（年額）の欄に定める額とする。

公園等の面積	金額（年額）
300平方メートル未満	20,000円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満	30,000円
1,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	40,000円
10,000平方メートル以上（大規模緑地を除く。）	50,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、2か所以上の公園等の維持管理を行う愛護会に対する交付金の額は、当該2以上の公園等のうち最も規模の大きい公園等について前項の表に規定する額に当該公園等以外の公園等1か所につき10,000円を加算した額とする。
- 3 年度の途中から公園等の維持管理を行うこととなった場合、活動を一時的に休止した団体が活動を再開した場合、維持管理を行う公園等に変更が生じた場合その他活動期間が1年未満であった場合の交付金の額は、活動したと認められる月数を基に月割りで算出した額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。この場合において、1月に満たない日数がある場合は、当該日数を1月として算出するものとする。
- 4 交付金は、前年度の活動実績を基に7月末日までに交付するものとする。ただし、交付する年度における愛護会の組織、活動内容等が適正なものと認められない場合は、交付しない。
（交付金の額の変更）

第8条 市長は、愛護会が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付金の額を変更することができる。

- (1) 活動している公園等の箇所数に変更があったとき。
- (2) 活動している公園等の区域に変更があったとき。
- (3) 廃止その他の理由により活動している公園等がなくなったとき。
（様式）

第9条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は、市長が別に定める。
（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（廃止）
- 2 大和市みどりの愛護会交付金交付要綱（平成6年大和市告示第43号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この要綱の施行の際現に大和市みどりの愛護会要綱（平成6年大和市告示第42号）の規定により登録している愛護会であって、この要綱の趣旨に合致すると認められるものについては、第3条の規定による登録がなされているものとみなす。

4 第6条に規定する交付金は、施行日以後の活動実績に対して支払うものとし、施行日前の実績に対する交付金は、なお従前の例による。

附 則（平成23年告示第177号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（令和7年11月18日告示第194号）

この要綱は、公表の日から施行する。

別表（第9条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	公園愛護会登録申請書	第3条
第2号様式	公園愛護会会員名簿	第3条
第3号様式	公園愛護会活動計画書	第3条
第4号様式	公園愛護会登録証	第3条
第5号様式	公園愛護会変更届	第3条
第6号様式	公園愛護会活動実績報告書	第6条
第7号様式	公園愛護会決算報告書	第6条